第4条 (ID・パスワードの管理)

- 1 ワーカーは、登録した ID 及びパスワードについて、自己の責任の下で適切に管理し、ID 及びパスワードの盗用を防止する措置を自ら講じるものとします。当社は、登録された ID 及びパスワードを利用して行われた本サービス上の一切の行為を、ワーカー自身の行為とみなすことができます。
- 2 登録された ID は、ワーカーに一身専属的に帰属します。ワーカーは、登録した ID 及びパスワードについて、第三者による利用や第三者への貸与・譲渡・相続等の行為を行ってはならないものとします。
- 3 ワーカーは、ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により被った損害について、当社を一切免責するものとします。
- 4 ワーカーは、ID 及びパスワードの盗用や第三者による使用が判明した場合、直ちにその旨を当社に通知し、当社からの指示に従うものとします。
- 5 ワーカーは、1つの ID・パスワードのみを保有できるものとします。ワーカーが複数の ID・パスワードを保有している疑いがあると当社が判断した場合、当社は当該ワーカーに対して本サービスの利用禁止等の当社が必要と判断する措置を講じることができるものとします。

第5条(依頼案件への応募)

1 ワーカーは、自らの ID 及びパスワードを使用して本サービスにログインした際に表示される依頼案件を閲覧し、依頼案件に応募することができます。

ワーカーは、依頼案件への応募後は、自らの費用と責任において、別途当社が定める方法 によってワーカーと連絡を取るものとします。

本サービスは、依頼主、ワーカー間で本契約を締結することを目的とするものであり、当社は、特段の事情のない限り、依頼主、ワーカー間のやりとりには関与せず、本契約の当事者とはなりません。

当社は、本契約の成立又は解約に関連して生じたトラブルやクレーム等に関して、一切の 責任を負いません。

- 2 ワーカー、依頼主間の本契約は、公表された依頼案件について、ワーカーが受託の希望を 示した時点で成立するものとします。ワーカーは、依頼主との間で本契約を締結した場合又 は当社の要望があった場合、速やかに状況等を当社に報告するものとします。
- 3 当社は、依頼主に対して正確、真正な情報提供を求めています。 しかし、当社は、依頼者から提供された情報(依頼案件に関する情報を含む)について、 正確性、最新性、完全性、有用性等いかなる事項についても確認又は保証しません。
- 4 ワーカーは、本契約が下請代金支払遅延等防止法で定める下請取引に該当する場合において、依頼主が同法第3条第1項の書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことがあることを異議なく承諾するものとします。

第6条(本契約の遂行)

- 1 ワーカーは、本契約において定められた業務内容、期限、期間、場所その他の諸条件に従って業務を誠実に履行し、業務を完了しなければならないものとします。ワーカーは、正当な理由なく本契約の履行を怠り、履行を遅延し、又は本契約の定めに反してはなりません。
- 2 ワーカーは、受託した業務実施の終了後、直ちに依頼主にその旨を報告するものとします。 ワーカーは、依頼主から実施した業務の内容が本契約に適合しない旨の指摘を受けた場合 には、かかる指摘を受けてから 4 8 時間以内に依頼主の指示に従って本契約の履行を完了さ せるものとします。

ワーカーは、前記の期限内に本契約の履行を完了させることができなかった場合、本契約は契約不履行として解除され、ワーカーが本契約で定める報酬を請求することはできない旨を予め承諾するものとします。